

第四十三回国会 衆議院 内閣委員会議録 第二十一号

昭和三十一年五月二十八日(火曜日) 午前十時四十九分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事伊能繁次郎君 理事岡崎 英城君

理事内藤 隆君 理事藤原 節夫君

理事宮澤 胤勇君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君 理事山内 広君

内海 安吉君 小笠 公昭君

草野 一郎平君 瀬川 彌三君

笹本 一雄君 辻 寛一君

船田 中君 保科善四郎君

前田 正男君 緒方 孝男君

久保田鶴松君 田口 誠治君

西村 関一君 受田 新吉君

出席國務大臣 川島正次郎君

出席府政委員 人事院事務官 大塚 基弘君

(職員局長) 行政管理局次官 宇田 國榮君

行政管理局次官 山口 一夫君

総理府事務官 (行政管理局長) 山口 一夫君

総理府事務官 (行政管理局長) 山口 一夫君

政務局長 山口 一夫君

政務局長 山口 一夫君

委員外の出席者 専門員 加藤 重喜君

本日の会議に付した案件 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)

○永山委員長 これより会議を開きます。

行政管理局設置法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 この提出されました法案によりまして、新しく設立される特殊法人が審査の対象になる。それからもう一つは、既存の特殊法人の目的の変更に関する審査を行なうということに限られておるようでございますが、まず第一に、既存のものについては目的の変更だけに限っておるというところに、問題があるのではないかと、思うわけですが、これだけに限った何か理由でもあるのでございませうか。

○山口(一)府政委員 既設のものにつきましては、審査の対象を目的の変更に限っておるの、新設の場合に十分審査をいたしまして、その際にある程度ふるいにかけてまして、新設されたものにつきましては、新設後の特に大きな変更については、こちらが審査をするという建前のものと、新設後における公団、事業団等の大きな目的の変更に関するものだけをあげた。新設後の問題として必ずしもこれだけで十分とは思いませんが、これによりましてかなり目的を達成できるものと、かように考えております。

○石橋(政)委員 大臣のほかの委員会における答弁などを見ましても、現在あります公団、事業団等においても、本来ならば行政官庁で当然やるべき性格のものだというふうにお感じになつておられる向きがあるのではないかと、思われるのですが、そういうことはございせんか。

○川島國務大臣 公社、公団、公庫の性格は、大体各官庁で計画いたしましたものを実施する方面を受け持つおるのであります。監査につきましては、それぞれの官庁を通じて監査をやっております。しかし、従来の法律によりまして、公社、公団、公庫、事業団をつくる場合は、行政管理局の關係なしに、主管官庁だけでもって立案し、これを提案することになっておりましたので、それでは公社、公団、公庫の監督が十分でない、こう考えまして、今度の改正を提案した、そういうことではございませうか。

○石橋(政)委員 私がお聞きしているのは、新しく新設される分については、この法律ができませんれば、行管でチェックできることになるわけですか。

○石橋(政)委員 つくってはみただけでも、何のためにつくったか全然わからぬというふうなものがあるわけですね。大臣もその点はお認めになっておるわけですか。本来それは行政官庁でやるべき仕事を、しいて事業団などをつくるわけでもない、確かにあるとお認めになっておるわけですか。これはもうできてしまっているのだからといって、そのまま野放しにしておくと、そのままだけで、どうも妥当ではないの、どうも妥当ではないの、これは行管という立場を離れて

も、國務大臣として、この点について何かの御考慮はないのかということをお尋ねしているわけですか。

○川島國務大臣 行政管理局といたしましては、公社、公団、公庫、事業団については、常に監査をいたしておりまして、その結果、存在の価値がないという結論が出ますれば、これは法律のいかんにかかわらず、行政措置として、当該大臣が話し合つてこれを扱ふということになりまして、そういうことはあり得るのでありますけれども、法律的にどうということではございませうか。

○石橋(政)委員 これからできようとするものをチェックし得るということ、ただでも一つの進歩であることは、私も認めたと思うのです。しかし、かりに新設しようとする場合、行管が認可権を持つということになって、はたして規制できるかどうかという疑問があることも率直に申し上げておきたいと思ふ。幸いに川島さんが大臣でおられる間は、ある程度政治力もあることだし、若干チェックも可能かも知れません。しかし、大臣がいままで行政管理局の長官をつとめておるわけでもない、これが交代された場合に、法律の上では行管がこれをチェックする権限を持っておりながら、実際にはフリーパスということがまた起こってくる可能性があるわけですか。それでは全然意味がないような気がするわけですか。一歩前進と言えませんが、言えないこともないわけですか。

がって、条文の前段にございます「法律により直接に設立される法人」というのは、言いかえれば三公社でございます。

それから後段の「特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人」が、三公社以外の公団、事業団あるいは特殊会社等、全部含めました三公社以外の特殊法人でございます。これはそれぞれ特別の法律によりまして設立行為が規定されて、その設立行為によって設立されるのでございまして、一例をあげますと、公団の例でございますと、日本住宅公団の設立を規定しております。日本住宅公団法によりまして、その附則におきまして、建設大臣が設立委員を任命いたします。任命されました設立委員が定款を作成いたしましたして、その定款がございまして、定款に基づきまして出資の募集をいたします。これらの手続が設立委員によって進められますと、設立の認可申請をいたしまして、その認可を受けまして、初めて日本住宅公団が成立するといふようなたてまえになっております。法律それ自体は、固有鉄道の場合のように日本住宅公団を設立するといふような条文を設けないで、法律におきましては、設立にあたって、設立委員の任命あるいは任命された委員の任務並びにこれに対する建設大臣の認可という一連の手続を規定いたしました。この手続にしたがって公団ができるという間接の手続方法をとっております。同様、たとえば特殊会社の電源開発にいたしまして、電源開発促進法におきまして、設立委員が任命され、その設立委員が定款を作成し、株式を募集、

認可を得て、初めて会社を設立するといふ二段がまえになっております。その間接の設立手続によりまして設立されるものが、後段の「特別の法律により」云々の法人でございまして。前段、後段あわせまして、普通特殊法人と申しておりますが、特殊法人——公社、公団、事業団あるいは公庫、何れ株式会社等、それぞれ名称の差異はございますが、これらの特殊法人という意味で、その特殊法人は、法律のきめ方によりまして、かように二段がまえの規定をいたしました。

○石橋(政)委員 現在、この法律改正が行なわれましてときに直接対象となりますところの特殊法人というものは、幾つあるわけですか。

○山口(一)政府委員 約八十ございませう。内訳を申し上げますと、公社が三公社、ほかに公社と名のつく原子燃料公社がございまして、公団が日本住宅公団等合わせまして九つ、事業団が十一、公庫が八つ、特別銀行を含めまして金庫に当たるものが五つ、営団が一つ、特殊会社が十一であります。種類といたしましては、その他を合計いたしまして八十をちょっととえております。約八十でございます。

○石橋(政)委員 事業団は幾つですか。

○山口(一)政府委員 事業団は十一でございます。

○石橋(政)委員 こちらで調査した分でございますと、十二あるのですが……。

○山口(一)政府委員 今度の国会に御審議をわずらわしておるものもございしますが、それを除きまして、現在ございますのは、海外技術協力事業団、年

金福祉事業団、簡易保険郵便年金福祉事業団、産炭地域振興事業団、雇用促進事業団、畜産振興事業団、日本蚕繭事業団、中小企業退職金共済事業団、石炭鉱業合理化事業団、労働福祉事業団並びに新技術開発事業団、以上でございます。

○石橋(政)委員 鉱害復旧事業団というものはどうなるのですか。

○山口(一)政府委員 鉱害復旧事業団は、種類としては一つでございますが、事業団自体は一つでございます。地城によって設けられますので、その事業団自体の数を数えますと、お話のようになりまして、十二になります。

○石橋(政)委員 ます、その対象となる法人の数は、その審査の対象になるのかならぬのかということなんです。それから、きちっとしておかなければいかぬと思うのです。大臣が過去においてほかの委員会ですべておられるのは、八十八という数字を絶えずあげておられるのですが、これとちよつと食い違ふような気がするのですが、その点はどうか。

○山口(一)政府委員 これは、ただいま申しましたように、公団の名称によつてあげます場合、したがって種類としてあげます場合と、それから現実には公団としてあるものの数によつてあげます場合とによりまして、若干数え方が違いますから、その点で若干の異同が起つてきたのではないかと思っております。

○石橋(政)委員 そりしますと、とにかくこの法律改正が行なわれて、行政管理局が審査権を持つ場合に、既存の特殊法人として審査の対象になるのは八十八だ、こういうことですか。

○山口(一)政府委員 種類としては八十であります。

○石橋(政)委員 種類としてはなしに、審査の対象になる特殊法人の数は幾つかと聞いておる。

○山口(一)政府委員 数は、種類としては八十と申しましたが、一つ一つの公団によつて、お話しのように、事業団の中で、産炭地域振興事業団という名称を持った事業団が二つあります場合に、それを二つと数える、また、たとえば国家公務員共済組合のようなものを、国家公務員共済組合としては一つであるが、これを各省にありましては、全体で百十と数えます。したがって、種類としては八十であるが、現実の一つ一つの公団、事業団、特殊法人の数として数えますと百十でございます。その内訳は、先ほど申しました公社、公団、事業団、公庫、営団、特殊会社等のほかに、その他をいたしまして六十一という計算になっております。

○石橋(政)委員 それじゃもう少しごまかく聞いてみたいと思つて、この特殊法人は政府の出資を受けておるもの、それから助成金、補助金といったものを受けておるもの、そういうふうに区分けされますか。

○山口(一)政府委員 それにつきましても、相当数が膨大になりますので、公団、公社、特殊法人一覽という資料を準備いたしましたして、お手元にお配りいたしましたと思つて、あるものは政府の出資を受け、あるものは政府の補助を受けております。

○石橋(政)委員 それで、政府の出資を受けておる特殊法人の数、それから助成金、補助金を受けておるもの、この二つを御説明願いたいわけですか。

○山口(一)政府委員 数は、計算して出しますが、大体特殊法人として法律によつて認められておりますものにつきましては、ほとんど政府が出資という形である程度の金額を、これは事業団あるいは会社等によつて幅はございますが、出してあります。

○石橋(政)委員 どの程度の金を出しておるかというところはわかりませんか。

○山口(一)政府委員 いま申しました公社、公団を含めまして、これらの特殊法人に出しております政府出資の額は、合計いたしまして約九千八百八十億円でございます。これは昭和三十七年十一月現在の数字であります。

○石橋(政)委員 政府が出しておる金のトータルが九千八百八十億、たいへんな金になるという感じがするわけなんです。そんなにはく大な金をつぎ込んで特殊法人をつくらなければならぬ理由というものはあるはずですか。一体なぜわざわざ公社とか公団とか事業団とかいろいろのをつくらなければならないのか。一般にいわれておるのは、民間の優秀な人、企業の経営に熟達した人たちの能力を生かすために、こういう制度ができたのだというふうにいわれておるわけですが、その点は、どうも最近生かされておらないようにございまして、そのほか、どうして公団や公社でなければできないのだという理由が何かあるわけですか。この点大臣から……。

○川島國務大臣 既設の公社、公団、

件数はそれぞれ五件、二件と、非常に少のうございませう。しかし、これは私どももいたしましては、国の機関と密接な関係のある官利企業の地位にあるものと申しますのは、やはり原則的に承認できないという立場をとっております。たとえば、小さい例を引きますと、税務署長が管内の酒造会社に役員の出るというような場合、その他それぞれの省庁にとってそういうふうな密接な関係が非常に濃いものがございます。これらに關しましては、人事院としては、あらかじめ最初から、一般の承認にしなければならぬ場合と考へまして、各省庁にそれぞれその点の指導をしております。したがって、こういうケースの承認申請というものは大体において出てこない。また、担当者がその辺の事情がわからず、申請が出てくる場合がございませうけれども、大体において出てまいりません。したがって、その辺のところ非常にボーダーラインになるケースというのが考へられるわけでございますが、これらに關しましては、現在各省庁では大体において事前に人事院の事務当局に内々の協議を求めてまいります。その場合、協議の内容を伺ひまして、不承認になると考へられるようなケースに対しては、各省庁が取り下げる形——承認申請はしておりませんから、協議の場合は取り下げるという表現は誤っておるかもしれませんが、あらためて正式承認申請をしてこない場合がかなりございませう。それから、正式承認申請がありましても、必ずしも不承認処理によらないで、取り下げるというよりなケースもございませうし、實際は三十六年、三

十七年、百六十件及び百六十四件というふうに出ておりましたけれども、いま申したような形で、いわゆる不承認処分の形をとらないものがやはり二十件近くつはございませう。大体そういうことでございます。

○石橋(政)委員 私どもは率直に言つて、人事院にはこの問題については不信感を持っておりますよ。ほとんどオールパスですよ。いろいろ理由は言つておられますけれども、それは表面取りつくろつておられるのではないかと感じます。案外本音と申すものは週刊誌あたりに出ているところにあるのではないかと申す。これはある週刊誌で、人事院はこの問題についてどう言つておられる。「勇退しない」と後進の道を閉ざすから、できるだけ振出させる必要がある。それに、やめる人も生活を支えなければならぬし、子供だつてまだ成人してない場合が多いのだから、なるべく大目に見るようにはしている。政府関係機関に横すべりするなどは当然のことだ、と。人事院という役所は、よほど大きな目を持っていららうし、「これが偽らざる一般国民のいま人事院に対する見方だ」と申す。私もそれに近い見方をしているわけだ。だから、せめて人事院で処分したものについては国会に報告させる。こういう理由に基づいて妥協と認めました——国会に報告をするということになると、そうそう大きな目ばかりあけておられるわけにはいかぬだろ、こういう気持ちで、私もいまま國家公務員法の一部改正を国会に提出しているわけだ。

ところが、そんなに自信があるというなら、これも盛んに新聞や雑誌で引用されたおとり、一つの例、名前をあげたくありませんけれども、例をあげてお尋ねしてみたいと思つて、運輸省の國友自動車局長ですね。この人は東武鉄道に行かれたらいいのですか、承認になっておられるのですか、それからお尋ねしましょう。

○大塚政府委員 どうも國友さんは、私ちょっと面識は全然ございませうけれども、個人のことにかかわりますので、どの程度申し上げたらよいか、多少危惧いたしますが、いまお話しのかという点に關しましては、最初の申請は、ともかく東武の役員として、常務取締役として三十六年の七月に申請がございましたが、役員としての地位に就任することにつきまして、國友氏が自動車局長であり、東武と路面の認可等の関係がございまして、かなり密接な関係があるというふうに判断いたしました。実はこの件は不承認として取り扱いました。

○石橋(政)委員 それでは國友さんは東武の鉄道に入つておられますか。

○大塚政府委員 その後、嘱託として東武に入るといふことで再度申請がございましたので、嘱託ならば、役員たる地位といふものと——人事院の規則の面では、役員と非役員といふのはつきり區別しておりますので、この地位に關しては、企業側の地位として役員とはかなり違つた、権限の弱いものという判断から承認いたしました。

○石橋(政)委員 わざわざ人事院が脱法行為の手のうちを教えてやるようなものではございませんか。役員として申請してきたらだめですよ、一カ月でも

二カ月でもいいから、とにかく嘱託をやつておいて、そのあと役員になる道をおとりなさい、こういう手のうちを教えてやつたようなことになりませんか、いまのようなことでは。

○大塚政府委員 少なくとも法のたてまえの上では、役員と非役員とを區別しておりますので、日本の会社等における業務運営の上から申しまして、嘱託といふものは、あるいは重要な役割りを果たす場合もあるかと存じますけれども、ともかくわれわれとして、法規則の上ではそこを區別しております。したがって、嘱託であれば、少なくとも役員との地位は密接な関係といふ点での危惧はないものと判断せざるを得ないと思つておられます。

それからもう一点、申し上げるまでもなく、これは離職後二年間だけの制限でございまして、その意味から申しましても、将来にわたつて重役になつて、あるいはどうなるかという点をわれわれとしては押えるということではできないわけでございますから、その辺勘案いたしますと、嘱託という地位の場合には、やはり承認するといふのが、人事院の承認基準として考へられることだと思つておられます。

○石橋(政)委員 これは御本人のためにもはつきりさしてやつておいたほうがいいと思つておられます。盛んに書き立てられておられるのです。これは週刊誌、これは新聞記事ですよ。全部代表的な最近の例としてあげておられるわけですよ。もっと極端に書いてありますよ。はつきり書いてあるんだから、読んでもいいのですからね。「國友氏は東武の自動車部を担当し、ゆくゆくは東北急行バスの社長になる」といふ話があるから

だ。東北急行は、東京から東北地方への長距離バスで、沿線の七社が合体して認可を受けようという会社である。「自動車局長の職務は自動車事業と密接な関係がないといえるのだからか。」こつちのはもっと露骨に書いてありますよ。「國友は東京—仙台、東京—山形間の長距離バス営業認可という「みやげ」を東武にもたらした。」という事実がありますか。

○大塚政府委員 私どもの審査の段階では、三十六年の七月でございませうけれども、この段階におきましては、將來の問題に對しましては、われわれとしてはそこまで調査できませんでし

た。

○石橋(政)委員 いまの質疑応答の中にもはつきりしたと思つておられますけれども、法律で、原則として、公務員在職中に、非常に密接なつながりのある、あるいは権限の面からつながらのあると思われる私企業に對しては、横すべりなり天下りなりはしないようにというきちつとした規定があるのです。ただ、たまたまこれが例外規定があつて、人事院が承認すればいいということになつておる。そうしますと、人事院は、いまのような極端なものですか、法律の末梢的な解釈に基づいて、嘱託ならいい、その後どういふことがあつたか、そんなことも知らぬ、そういうことでフリーパス、私どももからいわせれば認可しちゃうわけですよ。こういう例もあることですから、お役人同志は、なかなかお互い助け合ひ気持が強いという——これは美点かもしれませうけれども、行管の場合だつて、法律にこゝろ書いて規制することができるようになつたんだから、それで

万事解決というわけにいかぬわけです。これは大臣は十分におわかりだと思えますけれども……。

そこで今度、私企業に横すべり、天降りすることは、そのようになかなか規制が困難だということになる、特殊法人などは、もともと仕事の面からいっても、行政機関との十分な深いつながりもあるし、関連性もあるわけですから、こちらにいく、いわゆる天降り、横すべりなどというのは、ほとんど規制できないのじゃないかという心配が出てくるわけですよ。大臣は、何か閣議で規制することにきめたということ、これを、これまた再三答弁されておるわけですが、これも閣議でどの程度のお話し合いがあったのか、まず最初にお聞きしておきたいと思うのですけれども、正式な閣議決定でもおやりになったのですか。

○川島國務大臣 先ほどから石橋さんのお話のとおり、公社、公団、事業団というものは、民間の知識経験というものを活用することが必要でありました。したがって、役員の俸給も非常に高いのであります。役員に天降りするならば、局長が公社、公団の理事になって俸給が倍額以上になるといふようなばかなことはないのであつて、ただ、特に俸給を高くしているといふことは、民間人を起用するといふことからは、民間人を起用するといふことからは出発している、私はこう考えているのであります。しかし、実際の問題とすると、現在活躍している民間人で、公社、公団、事業団の役員に喜んでなる人があるかないかという問題なのです。せんだつての国鉄総裁の後任問題につきましても、いろいろ新聞で御承

知であると思うのですが、よりやく石田さんが承知したのでおさまつたのですけれども、民間の有能者というものは、なかなか喜んで公社、公団に来ないわけでありまして、それを何とか説得して、なるべくよけい来るように努力をいたしているわけでありまして、そこで、閣議におきましても、閣議決定はございませぬけれども、公社、公団、事業団等の役員はなるべく民間からとろうという方針をきめたのでありまして、絶対的に天降りはいかぬといふことになりまして、これは人選難におちいるので、その辺が非常にむずかしいところでありまして、閣議の決定ではございませぬ。申し合わせでそういうふうな方針をとろうといふことにしたのであります。

○石橋(政)委員 閣議の申し合わせで、今後公社、公団、事業団に天降り人事は一切しない、したがうして、新たにできませんものはもちろんのこと、今後任期がきまして異動する場合にも、直接の監督官庁から天降りしない、こういう方針を決定いたしました。川島さんはあちらこちらの委員会でお述べになつておられるのですが、閣議で申し合わせしてもすぐだめになるのですね。現にことしの四月の大蔵省の異動で、もうちやかちやかみんな行つております。閣議で申し合わせしたことが、逆に不見識さを暴露したような結果になつておられるわけですね。これはまことに情けない話だと思つておられます。閣議で何をきめておられるのだと言わんばかりにどんどん行つておられる。一体どうしたらよいだらうか、いろいろ根本的に解決しなくちやならぬ問題があるように思つておられます。各委員会が論議されてお

ますが、いまのところ、あまりにも早局長とか次官という人がやめなければならぬような情勢に置かれておられる。これは政治家の責任もあるのです。大臣がやりやうとちやうかわり、かわるたびにやりやうとちやうかわり、かわるたびにやうと思つて、お前どこかに世話をすから行かぬかと、お前どうなことを大臣がやつておられる例もあるのです。そうして、自分の息のかかつた者をちやんとそろえよう、そのときに、やめさせるためにはやはり道をあけてやらなければならぬ。政治家自身がそんなことをやつておいて、閣議でどんな申し合わせをしてもだめです。ですから、どうせできつこないことを、そんな閣議の申し合わせとかなんとかいふようなことでやるのではなくして、私は、できることを一つ一つ片づけていけばよいと思つておられる。たゞは役員に異動について、四十台のまだびちびちあぶらの乗り切つたときにやめなければならぬよ

うなばかなことをしない、こういうことを考へることも大切ですよ。もつと五十代か六十代近くになるまで次官あたりは働いてもらふという仕組みに改めていくといふことも必要でしよう。これも急にはいかぬ。だんだんそういうかぬとすれば、給与の面だけはいさし合理的にするべきだと思つておられます。民間人を登用するためにいつて高い給料をきめておいて、お役人がどんどん行く、民間から来手がなからぬ、来手がなからぬことはわかつておられるのですから、もう原則として、公務員の給与体系をそのままどういふ特殊法人にも適用したらどうですか。民間から来られる場合は、特例としてと高い給料

を払える道を開いておくといふことは、いかがなものでしょうか。そのくらいのところならおやりにならうと思へば、すぐにもできるではないか。これはもう少し研究してもらわなければならぬと思つておられる。退職金にしても、通算の措置もとれるではないですか。特殊法人は国が一兆円近くの金をつぎ込んでつろつておられるのですし、そういうところに行く場合は、退職金も公務員の退職金を払ふ必要はないので、通算し

たらどうですか。これなどはやうと思へばいけません。これなどはやうと思つておられる。まことにつじつまの合わない点です。民間から登用するために高い給料、しかし、民間から見れば、これでも高い給料じゃないのです。安い給料なんです。だから来手もない。ほかにいろいろ理由もありまして、給与の面からいつても決して高い給料じゃないのです。民間から見れば、魅力を持つて、それじゃ行つてひとつ働いてやうりかなんていう金額じゃありませんよ。ところが、名目はそのやうなことになるのです。民間に

あり、ある程度国民の納得する道じゃないかと思つておられる。それから、こうしておけば、今度はお役人の横すべり、天下りを封ずるといふ道からいつても、給料の面からあまり魅力がなくなつてくるわけですよ。三倍ももらえておられるからこそ、一生懸命、何とかも一つ事業団をつくるころはなからうか、こういうことになる。あまりさう魅力のないようにしておくといふことも、これは案外新設をチェックする近道かもしれない。もつと現実的にいいますとやれる、しかも効果的である、いま私が申し上げたやうな考えを御検討、採用なさるお気持ちはないものでしょうか。

○川島國務大臣 いろいろ御意見ごもつともだと思つておられます。十分検討します。検討しますが、たゞは給与の問題にしましても、同じ公社、公団、公庫の中で、役所から来た者は安く、民間から来た者は高いといふのは、うまくいくかどうか、そういうこともありろりと思つておられる、研究いたします。すぐ石橋さんの議論に賛成といふわけにもいきませんから、将来の問題としてひとつ検討させていただきます。

○石橋(政)委員 それは基本給そのものをどうするといふことでなくとも、いろいろ公務員の給与の中には特別調整手当的なものがあるわけですよ。何かそういう民間から来た人に対する調整手当的な性格のものを別個につくつておくことは、私は可能だと思つておられます。それで、給与が違ふからおれは仕事をせぬといふやつはやめさせればい

れるような感じを招くものも多少は出てまいっております。そういうものにつきましても、今後の問題といたしまして十分慎重な検討を要することと思いますので、こういう廃止なり新設ということにつきましても審査権が持たれるということになれば、行政管理庁といたしましても、そういう観点から今後十分深く検討をしていかなければならないと考えております。

○受田委員 現実に設置法の法律の根拠として、設立に対する審査ということはいまいけないけれども、その業務の監察に關連して、必要な勧告権のほうは特殊法人はないのですか。つまり、廃止をするという勧告権はありませぬか。

○山口(西)政府委員 各省の行政の内容につきましても、その監察権の内容はございまして、その監察権の内容といたしましては、各省が、そういう主任の大臣といたしまして、一つの行政のやり方、自分の責任の範囲内の行政のやり方について企画立案をいたしますが、対象になると考えております。したがって、監察の結果、諸般の資料から、これは廃止すべきものであるという結論が出来ますれば、関係の省庁に対してその旨の勧告をする権限がある、かように解釈いたしております。

○受田委員 廃止勧告権があるそうです。特殊法人についてこれだけ数多くの機関ができていくわけだが、それらについては、調査の結果必要がないものと認められれば、担当の省庁と連絡協議して、廃止勧告権を持つておる、こういう御答弁です。長官、現にあるこうした特殊法人について、いまの局

長の御答弁によると、いかがわしいのがある、問題のものがあるのだ、こういうことでございしますが、現在あるものの中で不適当なものについては、手きびしくあなたが、こういうものはつくりぬでも一般の行政機関で処理していいじゃないかというふうなときに、あなたのような非常にしつかりした長官がおられる間に、いま局長の御報告のような形で不適切と認められる部分を一、二つ廃止される勧告をされることなれますよ。手きびしいものをやっていたらいい。

○川島国務大臣 御趣旨にしたがつて、ひとつ公社、公団、公庫については従来以上に監査をきびしくいたしまして、その結果によりましては、あるいは受田さんのお話のように廃止を勧告することがあるかもしれませぬけれども、なお調査いたします。

○永山委員長 これにて質疑は終了いたしました。

○永山委員長 本案について、内藤隆君外八名より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党三派共同提案にかかると修正案が提出されております。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第四号の二の改正規定中「及び目的の変更」を「目的の変更その他当該法律の定める制度の改正

及び廃止」に改める。

○永山委員長 この際、提出者より趣旨の説明を求めます。内藤隆君。

○内藤委員 提出者を代表いたしまして、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨を御説明申し上げます。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第四号の二の改正規定中「及び目的の変更」を「目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止」に改める。

今回提案されました行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政管理庁において公社、公団、公庫、事業団等のいわゆる特殊法人の新設等の審査を行なうこととしよとするものであります。

近時急速にその数を増加し、重要さを増してきたこれら特殊法人の制度を、広義の行政指導の一環として適切に管理するために、政府組織全般の見地からその新設等の審査を行なうことは、現段階においてきわめて必要な措置と考へるのであります。しかるに、政府案によりましますと、審査の対象となるのは、新設と目的の変更の二つの場合に限られ、新設及び目的の変更以外の重要な制度の改正、たとえば業務範囲の変更、役員増減、資本金の変更、政府の監督方式の変更等は、審査の対象外となつておるのであります。

しかしながら、これらの重要な事項の審査を行なわずして、行政組織の一環として特殊法人の制度を適切に管理は、行政の合理的かつ能率的な運営をはかろうとする本法案の意図は、十分達成されることはとうてい期待できないと考へられるのであります。

そこで、目的の変更以外に、当該法律の定める制度の改正の場合及び廃止の場合にも、行政管理庁が審査を行なうことができることとしたのであります。よろしく御賛成をお願い申し上げます。

○永山委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○永山委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのであります。別に申し出もございませんので、直ちに採決に入ります。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。まず、本案に關する内藤隆君外八名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○永山委員長 起立議員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

○永山委員長 本案に対し、内藤隆君外八名より、自由民主党、日本社会党及び民主社会党の三派共同提案にかかると修正案が提出されております。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
行政管理庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政管理庁において公社、公団、公庫、事業団等いわゆる特殊法人における役員の人選は、固より公正にして適材適所主義たるべきこと勿論であるが、近年の状況を見るに、関係官庁に在職した高級公務員がこれらの役員に就く傾向が著しく、かくては国民の疑惑を招く虞なしとしない。政府は、右の事情にかんがみ、これが指導監督に万遺憾なきを期するよう要望する。

右決議する。

先刻来の質疑を通じまして明らかになされたこと、公社、公団、公庫、事業団等、いわゆる特殊法人におきまして、何れも大半は、公務員の出身者によって占められているのが実情であり、何かと国民の疑惑を招くおそれがあるものであります。したがって、これらの役員の人選については公

○永山委員長 起立議員。よって、修正部分を除いて原案のとおり可決いたしました。

正、適材適所主義が貫かれて、いやしくも国民の疑惑を招くことのなきよう、政府において十分指導監督されるより強く要望しようとするものであります。

何とぞ御賛同あらんことをお願いいたします。

○永山委員長 本動議について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○永山委員長 起立総員。よって、本動議は可決いたしました。

○永山委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認めます。よって、さよりに決しました。

次会は、公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十八分散会

〔参照〕

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四〇号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕